

労働者派遣に基づくマージン率の公開について

労働者派遣法23条第5項の規定に基づき、弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報(マージン率)を公開いたします。尚、マージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

株式会社アバンスシステム
対象期間 令和4年6月1日～令和5年5月31日

1	派遣労働者の数	6名
2	派遣先	3社
3	派遣料金の平均額 (1日8時間当たりの額の平均)	30,092円
4	派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの額の平均)	24,236円
5	※マージン率	19.5%
6	派遣労働者の教育訓練に関する事項	
	入社時	一般研修
	全ての労働者	基礎・専門技術研修、セキュリティ研修、コミュニケーション能力
	入職3年目以後の者	リーダー研修、チューター研修
7	その他労働者派遣事業に関して参考となる事項 ハイパーメディカルに加入(電話相談・メンタルケアカウンセリング等)	
8	派遣労働者の待遇の決定に関する労使協定を締結しているか否か ■労使協定を締結している。(有効期間終期 2024年3月31日) ・協定労働者の範囲(プログラマーの業務に従事する従業員)	

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、福利厚生費や教育訓練費等も含まれています。また、弊社の派遣労働者は、原則として正社員(無期雇用)にて運用しております。